

統計法遵守に係る各府省等所管の統計調査等 一斉点検の結果について

平成29年 4月20日

総務省政策統括官（統計基準担当） 室

経緯及び点検方法等

経緯

平成28年12月に発覚した経済産業省所管の繊維流通統計調査の不適切な処理を契機に、29年1月に各府省に対し、統計法遵守に係る各府省等所管の統計調査等一斉点検を実施

点検方法等

点検対象：基幹統計調査及び一般統計調査並びに統計調査以外の方法により作成する基幹統計の全て

点検方法：各府省に対し、統計法に基づいて承認された調査計画の内容又は通知された内容と実際の内容との間に相違があるか、相違がある場合はその内容について報告を求め、当該報告に疑義がある場合は更に詳細に報告を求めた。

点検期間：平成29年1月11日～1月20日（点検期間後、報告内容に疑義がある場合は更に詳細に報告を求めた。）

点検結果の概要

- 報告件数は 372 調査、5 統計（統計調査以外の方法による基幹統計）

〔	統計調査（372調査）の内訳
	基幹統計調査・・・51
	一般統計調査・・・233
	すでに終了している一般統計調査・・・88

- 繊維流通統計調査のように公的統計の信頼を損なうような例はなかった。

※繊維流通統計調査における不適切な処理について

- ・昨年末、経済産業省所管の一般統計調査である繊維流通統計調査について、①過去のデータを長期間そのまま使用する、②これらの数値の一部について6年かけてゼロにする、といった不適切な処理が行われていることが判明した。
- ・この不適切な処理の結果、毎月公表している統計調査の数値と、実際に企業から回答のあった数値に大きな乖離があることが確認された。（この内容については、昨年12月26日に経済産業省が公表）

- 承認された調査計画の内容と実際の内容との間に相違があり、手続上の問題がある例は上記 372 調査のうち 138 調査

※ 別添 1 及び 2 参照。

- 問題のある相違の例 ※（ ）内は該当する調査数

- ・公表の遅延（95調査）
- ・報告者数(調査対象者数)の変更（13調査）
- ・報告を求める期間の変更（24調査）
- ・予定されている集計事項（公表内容）の一部未公表（12調査）

※事例の各件数については、1 統計調査で複数の事例に該当している場合があり、問題のあった統計調査の数と事例の合計件数は必ずしも一致しない。

総務省としての今後の対応

【各府省に対する指導の徹底】

- 承認された調査計画の内容と実際の内容との間に相違があったものについて、具体的に各府省に相違の内容を示し、統計法上の手続遵守を徹底するとともに、今後の変更承認申請において、各府省に対し必要な指導を個別に実施

【再発防止策の強化】

- 主要な統計調査について、改善のP D C Aスキームを今年度から実施し、統計精度の観点から調査内容をチェック
- 政策統括官（統計基準担当）が行う、統計調査の承認プロセスにおいて、事後のチェックに重点を置いた仕組みを構築

相違点と対応方針の例

別添 2

※ 所管統計の改善に向けた各府省の自主的な取組に資する観点から例として挙げたもの

調査名 (所管府省名等)	調査計画の内容と実際の内容との間の相違点	今後の対応方針
<p><報告者数の変更の例></p>		
<p>船員労働統計調査 (国土交通省・基幹統計調査・周期：年次)</p>	<p>調査のうち、一般船舶を対象にする第一号調査について、調査計画上は、約1,200隻の船舶を対象にすることとしていたが、実際の調査では平成26年度調査時点で約540隻となっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 変更申請手続きを経ずに変更している調査対象数等に加えて、調査計画の抜本的な見直しが必要な状況であり、現在、統計委員会に諮問されている「公的統計に関する基本的な計画」の改定に係る検討課題の1つとして、今後、対応策を審議する予定。
<p><報告者数の変更及び報告を求める方法の変更の例></p>		
<p>全国道路・街路交通情勢調査 (国土交通省・一般統計調査・周期：5年)</p>	<p>【報告者の相違】 従前の調査計画では、調査対象数を自動車約179万台の保有者に回答を求める計画とされていたが、前回調査では、約367万台の保有者に調査票が配布された。</p> <p>【報告を求める方法の変更】 従前の調査計画上は、調査員調査及び郵送調査により行うこととされていたが、前回調査（平成27年調査・5年周期の調査）では、調査員調査を取りやめ、郵送調査及びWeb調査により実施された。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 次回調査（平成32年実施予定）までに、調査方法等の変更結果を検証し、調査計画の抜本的な再検討を行った上で、変更申請を実施するよう指導。
<p><調査票の保管方法の相違の例></p>		
<p>児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査 (文部科学省・一般統計調査・周期：年次)</p>	<p>調査計画上、調査票の内容を記録した電磁的記録媒体については、平成28年調査の変更承認時から「永年」保存することとされたが、調査経由機関である市町村教育委員会等（以下「市町村教委等」という。）に電磁的記録媒体の保存を委ね^(注)、その保存状況等について未把握。</p> <p>※ 市町村教委等から文部科学省へは、管内の学校から提出された調査票の集計結果のみを報告。文部科学省から市町村教委等に対し、電磁的記録媒体の保存に係る特段の指示等は行っており、市町村教委等がそれぞれの文書管理規定に基づいて保存。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市町村教委等において、現存する全ての電磁的記録媒体の保全措置を直ちに講ずるよう指導した結果、文部科学省において措置 全ての市町村教委等に対する電磁的記録媒体の保存状況等に係る実態把握を直ちに行うとともに、今後は市町村教委等が保存する電磁的記録媒体を文部科学省において適切かつ適正に保存するよう改善を指導した結果、文部科学省において実態把握中
<p><公表の遅延の例></p>		
<p>サービス産業動向調査 (総務省・一般統計調査・周期：月次及び年次)</p>	<p>年次結果のうち、平成26年確報及び27年確報の公表が遅延。本来、平成26年確報は27年秋頃に、27年確報は28年秋頃にそれぞれ公表を予定。</p> <p>※ 平成26年確報及び27年確報は共に時系列結果としての精度を確保する観点から、都道府県別、事業活動別の結果審査に時間を要したほか、27年確報については標本交替の影響も加わり、審査に時間を要したため、公表が遅延。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県別年間売上高について、時系列比較に資するような補正方法を検討し適用した結果を、平成29年5月頃公表予定。
<p>障害福祉サービス等経営実態調査 (厚生労働省・一般統計調査・周期：3年)</p>	<p>前回（平成26年）及び前々回（平成23年）調査における調査事項の一部について未集計・未公表。本来、前回（平成26年）調査は平成26年8月に公表、前々回（平成23年）は平成23年8月公表を予定。</p> <p>調査結果の公表時期が、調査計画上の公表時期から約2か月遅延している状況。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 未集計・未公表部分について速やかに集計・公表するよう改善を指導した結果、 ① 前回（平成26年）調査分については、29年調査結果と併せて民間事業者に委託して集計を行い、29年度中に公表予定 ② 前々回（平成23年）調査分については、所要の予算を確保の上、平成30年度を目途に集計・公表予定 調査結果の公表時期については、今回（平成29年）調査において、結果の利活用や業務実態等を踏まえ、適切な時期に変更し改善予定